

目 次

津市告示

- 住民票の職権消除
- 介護保険法に基づく介護予防支援事業所の指定
- 公示送達
- 津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定についての一部の改正
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 地域密着型サービス事業者の指定
- 地域密着型サービス事業者の指定
- 介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の廃止
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 認可地縁団体の告示事項の変更
- 津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

津市公告

- 津市農業振興地域整備計画の軽微な変更
- 開発行為に関する工事の完了
- 津都市計画の変更に係る縦覧
- 地域計画案の縦覧
- 都市公園の区域変更

津市教育委員会告示

- 津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 8 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第 4 項の規定により告示する。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、津市長に対して審査請求することができる。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 1 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 職権消除した住民票

住 所	氏 名	生 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

津市告示第 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人あけあい会
- 2 事業所の名称
やまゆりの里ケアプランセンター
- 3 事業所の所在地
松阪市嬉野中川町 1 5 2 9 - 1
- 4 指定年月日
令和 7 年 2 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

下記の者の国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和7年1月20日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇〇	令和４年度国民健康保険料督促状第７期から第９期まで、令和５年度国民健康保険料督促状第４期から第９期まで及び令和６年度国民健康保険料督促状第５期

津市告示第 1 1 号

津市モーターボート競走事業収納取扱金融機関の指定（平成 2 9 年 4 月 3 日告示第 5 3 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「株式会社中京銀行」を「株式会社あいち銀行」に改める。

津市告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 5 年津市告示第 48 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

桜町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 5 年 3 月 26 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 13 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 21 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社すこやか
- 2 事業所の名称
デイサービスいやさか
- 3 事業所の所在地
津市半田 987 番地 1
- 4 指定年月日
令和 6 年 8 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 14 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社ウェルフェア
- 2 事業所の名称
ケアスイート藤方
- 3 事業所の所在地
津市藤方 1660 番地 1
- 4 廃止年月日
令和 6 年 8 月 10 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 15 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業の廃止に係る届出がされたので、同法第 85 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 23 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社ウェルフェア
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所ケアスイート
- 3 事業所の所在地
津市藤方 1660 番地 1
- 4 廃止年月日
令和 6 年 8 月 10 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 8 年津市告示第 104 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

南河路自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 7 年 1 月 12 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 28 年津市告示第 105 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗真中山町自治会

2 代表者の氏名及び住所の変更

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和 5 年 1 月 29 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 1 8 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5 号）
第 1 6 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1
8 年津市規則第 2 0 3 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度の津市
営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	3 5 , 5 0 0 円
白塚団地 2 号館	3 5 , 5 0 0 円
白塚団地 3 号館	3 5 , 8 0 0 円
白塚団地 4 号館	4 1 , 9 0 0 円
白塚団地 5 号館	4 2 , 7 0 0 円
一身田アパート	4 2 , 2 0 0 円
上浜町六丁目住宅	1 0 , 7 0 0 円
旭町 C B アパート	1 4 , 4 0 0 円
下部田簡耐住宅	1 0 , 7 0 0 円
大井アパート	2 7 , 2 0 0 円
大井住宅 A - 1 号から A - 1 2 号まで、A - 1 5 号から A - 1 8 号まで、D - 1 号から D - 4 号、 大井住宅 D - 1 5 号から D - 2 0 号まで及び D - 2 3 号から D - 2 6 号まで	3 8 , 5 0 0 円
大井住宅 A - 1 3 号、A - 1 4 号、C - 1 7 号か ら C - 2 5 号まで、C - 2 7 号、C - 2 8 号及び D - 5 号から D - 1 4 号まで	3 9 , 2 0 0 円
大井住宅 B - 2 号から B - 2 7 号まで	4 0 , 9 0 0 円
大井住宅 C - 1 号から C - 1 6 号まで	3 9 , 9 0 0 円
高洲町アパート 1 号館	1 6 , 3 0 0 円
高洲町アパート 2 号館	1 9 , 1 0 0 円

高洲町アパート 3 号館	2 5 , 0 0 0 円
高洲町アパート 4 号館	2 7 , 0 0 0 円
高洲町アパート 5 号館	2 8 , 2 0 0 円
高洲住宅 3 番 1 号から 3 番 1 2 号まで、 7 番 1 0 号から 7 番 1 6 号まで及び 1 0 番 9 号から 1 0 番 2 4 号まで	4 1 , 7 0 0 円
高洲住宅 6 番 1 号から 6 番 1 2 号まで、 7 番 5 号から 7 番 8 号まで、 7 番 1 7 号から 7 番 2 0 号まで、 1 0 番 5 号から 1 0 番 8 号まで、 1 1 番 1 号から 1 1 番 1 2 号まで、 1 1 番 1 5 号から 1 1 番 2 2 号まで、 1 4 番 1 号から 1 4 番 1 2 号まで及び 1 4 番 1 4 号から 1 4 番 1 8 号まで	4 1 , 7 0 0 円
高洲住宅 7 番 1 号から 7 番 4 号まで、 7 番 2 1 号から 7 番 2 4 号まで、 1 0 番 1 号から 1 0 番 4 号まで、 高洲住宅 1 8 番 1 号から 1 8 番 1 0 号まで、 1 8 番 1 5 号から 1 8 番 4 1 号まで、 1 8 番 4 3 号から 1 8 番 4 9 号まで及び 1 9 番 1 号から 1 9 番 6 号まで、 1 9 番 7 号から 1 9 番 1 2 号まで、 2 2 番 1 号から 2 2 番 1 2 号まで及び 2 3 番 1 号から 2 3 番 2 4 号まで	4 0 , 7 0 0 円
新町 2 号館アパート	1 6 , 9 0 0 円
新町 3 号館アパート	1 5 , 6 0 0 円
新町 4 号館アパート	1 5 , 6 0 0 円
千鳥アパート	4 6 , 3 0 0 円
阿漕 B 住宅	1 2 , 1 0 0 円
阿漕 C 住宅	1 2 , 0 0 0 円
阿漕 1 号館アパート	1 4 , 5 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 5 , 4 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 5 , 8 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 4 , 5 0 0 円
朝汐 1 号館アパート	1 2 , 3 0 0 円
朝汐 2 号館アパート	1 3 , 5 0 0 円

朝汐 3 号館アパート	1 4 , 1 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 4 , 7 0 0 円
藤水団地 2 号館 1 0 1 号及び 1 0 2 号	4 8 , 1 0 0 円
藤水団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 2 号、3 0 1 号及び 3 0 2 号	4 2 , 9 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 6 , 1 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1 0 1 号から 1 0 3 号まで、2 0 2 号、3 0 2 号及び 4 0 2 号	4 6 , 4 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 3 号、3 0 1 号、3 0 3 号、4 0 1 号及び 4 0 3 号	5 6 , 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 1 , 7 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 2 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 2 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 4 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 3 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 5 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 6 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 6 , 6 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 7 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 7 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 7 , 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 8 , 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 4 , 1 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 4 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 6 , 4 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 7 , 5 0 0 円
ぜにやま団地 1 7 号館	3 1 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	3 1 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 9 , 6 0 0 円
藤方団地 1 号館	3 1 , 1 0 0 円
藤方団地 2 号館	3 2 , 6 0 0 円

藤方団地 3 号館	3 2 , 9 0 0 円
藤方団地 4 号館	3 1 , 5 0 0 円
城山アパート	1 2 , 0 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 6 , 2 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 6 , 2 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 6 , 7 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 6 , 7 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 6 , 5 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 6 , 5 0 0 円
小森団地 1 号館	5 0 , 2 0 0 円
小森団地 2 号館	4 6 , 3 0 0 円
高茶屋住宅	1 2 , 0 0 0 円
里ノ上 A 住宅	1 0 , 9 0 0 円
里ノ上 B 住宅	1 1 , 6 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 1 号、2 0 1 号、2 0 6 号、3 0 1 号及び 3 0 6 号	7 4 , 6 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 2 号、1 0 5 号、2 0 2 号、2 0 5 号、3 0 2 号及び 3 0 5 号	7 5 , 3 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 3 号、2 0 4 号、3 0 3 号及び 3 0 4 号	8 0 , 2 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 6 号	7 7 , 3 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 1 号	7 9 , 3 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 2 号、1 0 7 号、2 0 2 号、2 0 7 号、3 0 2 号及び 3 0 7 号	7 7 , 3 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 3 号から 1 0 6 号まで、2 0 3 号から 2 0 6 号まで及び 3 0 3 号から 3 0 6 号まで	8 2 , 6 0 0 円
雲出 2 号館 1 0 8 号、2 0 1 号、2 0 8 号、3 0 1 号及び 3 0 8 号	7 6 , 5 0 0 円
野村団地	1 4 , 8 0 0 円
野村東団地	1 3 , 7 0 0 円
相川団地	1 5 , 6 0 0 円
森団地 1 号から 4 号まで及び 9 号から 1 2 号まで	1 1 , 5 0 0 円

森団地 1 3 号から 2 4 号まで	1 2, 2 0 0 円
森団地 2 5 号から 3 2 号まで	1 2, 2 0 0 円
森団地 3 3 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 4 5 号まで	1 1, 8 0 0 円
森団地 4 6 号から 5 7 号まで	1 1, 8 0 0 円
森団地 5 8 号から 7 2 号まで	1 3, 6 0 0 円
森団地 7 3 号から 7 9 号まで	1 2, 2 0 0 円
森団地 8 0 号から 8 9 号まで	1 2, 7 0 0 円
中町団地 A	2 8, 9 0 0 円
中町団地 B	3 1, 3 0 0 円
相川西団地 A	3 1, 1 0 0 円
相川西団地 B	3 9, 9 0 0 円
明神団地	3 6, 4 0 0 円
北口団地 A	4 0, 4 0 0 円
北口団地 B	4 3, 7 0 0 円
桃里団地 A	4 9, 2 0 0 円
桃里団地 B	5 7, 7 0 0 円
桃里団地 C	5 0, 8 0 0 円
桃里団地 D 1 0 1 号及び 1 0 7 号	1 2 0, 9 0 0 円
桃里団地 D 1 0 2 号から 1 0 4 号まで、2 0 2 号から 2 0 4 号まで、3 0 2 号から 3 0 4 号まで、4 0 2 号から 4 0 4 号まで、5 0 2 号から 5 0 4 号まで及び 6 0 2 号から 6 0 4 号まで	9 9, 6 0 0 円
桃里団地 D 1 0 5 号、1 0 6 号、2 0 5 号、2 0 6 号、3 0 5 号、3 0 6 号、4 0 5 号、4 0 6 号、5 0 5 号、5 0 6 号、6 0 5 号及び 6 0 6 号	9 9, 7 0 0 円
桃里団地 D 2 0 1 号、2 0 7 号、3 0 1 号、3 0 7 号、4 0 1 号、4 0 7 号、5 0 1 号、5 0 7 号、6 0 1 号及び 6 0 7 号	1 1 9, 7 0 0 円
青木団地 1 号から 3 号まで、5 号から 7 号まで、1 0 号から 1 3 号まで及び 1 6 号から 1 9 号まで	1 6, 2 0 0 円

青木団地 8 号、9 号、1 4 号、1 5 号、2 0 号から 3 5 号まで、3 7 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 4 6 号まで	1 5 , 2 0 0 円
藤ヶ丘団地 1 号から 3 号まで、5 号から 2 4 号まで及び 2 6 号から 3 7 号まで	2 3 , 1 0 0 円
藤ヶ丘団地 3 8 号から 4 1 号まで及び 4 3 号から 7 4 号まで	2 2 , 9 0 0 円
殿町住宅	3 8 , 9 0 0 円
新横山住宅	3 9 , 1 0 0 円
美里第 1 住宅 A 棟及び B 棟	3 8 , 2 0 0 円
美里第 2 住宅 1 号館及び 2 号館	1 4 , 4 0 0 円
片野団地 A 棟	3 8 , 8 0 0 円
片野団地 B 棟	3 8 , 7 0 0 円
新沢田団地	2 5 , 0 0 0 円
奥津団地	8 , 0 0 0 円

津市公告第 6 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			地 積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用 途 区 分	
大 字	字	地 番			変更前	変更後
白山町 二本木	北出前	4659番	1,625	162	農地	農業用 施設用地

津市公告第7号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年1月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和7年1月14日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居東鷹跡町208番の一部ほか4筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市岩田20-23
長谷川不動産株式会社
代表取締役 長谷川大輔

津市公告第 8 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

令和 7 年 1 月 29 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課
- 4 縦覧期間
自 令和 7 年 1 月 29 日
至 令和 7 年 2 月 12 日

津市公告第 9 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画を定めますので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 7 年 1 月 30 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和 7 年 1 月 30 日から令和 7 年 2 月 12 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒514-8611

津市西丸之内 23 番 1 号

FAX 番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第 10 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 18 年津市条例第 197 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 31 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称

都市公園の名称	位置（所在地）	区域	変更後の区域の 供用開始の期日
渋見町児童遊び場	津市渋見町 7 6 3 番 地 2	別図の とおり	令和 7 年 1 月 31 日

2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市教育委員会告示第 1 号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

津市教育委員会教育長 森 昌 彦

1 招集の日時

令和 7 年 2 月 7 日（金） 午前 9 時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4 階教育委員会室

3 会議の事件

(1) 人事異動について

(2) 令和 7 年度教育方針について

(3) 令和 6 年度津市一般会計補正予算（第 1 1 号）＜教委所管分＞について

(4) 令和 7 年度津市一般会計予算＜教委所管分＞について

(5) 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について

(6) 専決処分の報告について（津市立明合小学校長寿命化改修工事）

(7) 専決処分の報告について（津市立橋北中学校長寿命化改修工事）

(8) 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について 樹木落枝事故によるもの）

(9) 第 3 回白山地域小学校の在り方検討委員会代表者会議及び第 3 回白山地域小学校の在り方検討委員会開催結果について